

根室市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業（市内消費喚起商品券発行事業）

根室市プレミアム付商品券のお知らせ



新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、停滞する市中経済からの回復を図るため、商店等において共通して使用できる**根室市プレミアム付商品券**を販売します。1万円で13,000円分のお買い物ができます！

1 誰が、いつ、どのように購入できるの？

【購入対象者】 令和2年7月17日時点で、市の住民基本台帳に記録されている方

【購入限度数】 購入対象者1人につき1冊購入できます。

※世帯主に交付する購入引換券に世帯の購入限度数が記載されています。
例えば、1世帯内の購入対象者が4人の場合、購入限度数に「4回」と記載されています。

【販売額】 1冊10,000円
額面500円券×26枚綴りで13,000円分の商品券で1冊あたり3,000円お得です。

【販売期間】 令和2年8月17日(月)～令和2年9月30日(水) ※土・日・祝日除く
①購入引換券の有効期限である令和2年9月30日までに購入が行われなかった場合は、購入の権利を辞退したものとみなします。
(購入引換券記載の購入限度数まで購入が行われなかった場合も含む)
②購入限度数内であれば、複数回に分けて購入する分割購入が可能です。

〈分割購入の例〉 購入引換券に記載の購入限度数が「4回」の場合
まず、8月25日に2冊購入、次に9月25日に2冊購入
合計4冊購入

【販売場所】 ・根室郵便局 平日：午前9時～午後6時
・根室大正郵便局、根室平内郵便局、根室西浜郵便局、根室有磯郵便局、根室港郵便局、花咲郵便局、歯舞郵便局、瑛瑤瑠郵便局、落石郵便局、厚床郵便局 平日：午前9時～午後5時
※簡易郵便局では販売しておりません。

2 郵便局窓口で購入するには、誰がどうすれば良いの？

【購入に必要なもの】 以下の3点が必要です。

- ①同封の根室市プレミアム付商品券購入引換券 ※再発行は出来ませんので大切に保管願います。
- ②郵便局窓口来訪者の本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳等)
- ③プレミアム付商品券購入に必要な現金(1冊1万円)

【郵便局の窓口で購入可能な方】 以下①～③のいずれかの方

- ①根室市プレミアム付商品券購入引換券の購入者氏名欄に記載のご本人
- ②根室市プレミアム付商品券購入引換券の購入者氏名欄に記載のご本人と同一世帯のご家族
・その際には商品券購入窓口で、購入者氏名として記載されている方との続柄を申し出てください。
- ③代理人・使者等
・この場合は、被代理人等の購入引換券を提示の上、被代理人等との関係を申し出てください。なお、例えば、代理人等が複数枚以上の購入引換券を持ち込まれた場合には、代理関係等を示す資料の提示、被代理人等への電話確認などにより代理関係等を詳しく確認させていただく場合があります。

3 プレミアム付商品券は、いつ、どこで使えるの？

【使用可能なお店】

- ・同封のチラシに掲載されている登録店舗で使用できます。使用可能なお店には、2種類のポスターのいずれかが貼っています。

【使用期間】

- ・令和2年8月17日(月)～令和2年12月31日(木)



4 プレミアム付商品券使用にあたって注意すべき点は？

- ①各店舗の商品券、ビール券、図書券、お米券、印紙・切手等の購入には、使用出来ません。
- ②プレミアム付商品券を使用してのお買い物には、おつりはお支払い出来ません。
- ③タバコの購入、電気料金、水道料金、宝くじ等の国や地方公共団体等への支払いは出来ません。
- ④プレミアム付商品券は、現金への換金は出来ません。また、盗難・紛失または滅失に対し責任を負いません。
- ⑤プレミアム付商品券の有効期限は令和2年12月31日迄です。有効期限を過ぎたものは使用できません。

根室市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業（市内消費喚起商品券発行事業）

根室市飲食店限定商品券のお知らせ



新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経営に大きな打撃を受けている市内飲食店向けの飲食店限定商品券を発行・配布し、市内商品喚起と地域経済活性化に取り組みます。

市内飲食店において共通して使用できる**根室市飲食店限定商品券**を配布します。

1人あたり2,000円分の飲食店限定商品券を配布しますので、皆様ご利用下さい。

1 誰が、いつ、どのようにもらえるの？

【配布対象者】 令和2年7月17日時点で、市の住民基本台帳に記録されている方

【配布数】 配布対象者1人につき1セット配布されます。

【セット内容】 1セットが額面500円券×4枚綴りの2,000円分の飲食店限定商品券です。

【配布方法】 本書と同封により世帯人数分を郵送していますので、必ず封筒をご確認下さい。再発行は出来ませんので大切に保管願います。

2 飲食店限定商品券は、いつ、どこで使えるの？

【使用可能なお店】 同封のチラシに掲載されている市内飲食店の登録店舗で使用できます。

使用可能なお店には、右のポスターが貼っています。

【使用期間】 令和2年8月17日(月)～令和2年12月31日(木)

※商品券の有効期限は、令和2年12月31日ですので、必ず期限内にご使用下さい。



4 プレミアム付商品券と飲食店限定の商品券を同時に使用することは可能ですか。

【使用可能店舗】

左下のポスターを貼ってある飲食店の登録店舗では、プレミアム付商品券、飲食店限定商品券の両方が単独で使用できるほか、プレミアム付商品券、飲食店限定商品券の両方を同時に使用することも可能です。

【プレミアム付商品券及び飲食店限定商品券の同時使用例】

●プレミアム付商品券
(500円券×10枚)=5,000円分



×10枚

●飲食店限定商品券
(500円券×4枚)=2,000円分



×4枚

計14枚を使用し7,000円分のお支払いに使用できます。

3 飲食店限定商品券使用にあたって注意すべき点は？

- ①各店舗の商品券、ビール券、タバコの購入には、使用出来ません。
- ②飲食店限定商品券を使用してのお買い物には、おつりはお支払い出来ません。
- ③飲食店限定商品券は、現金への換金は出来ません。また、盗難・紛失または滅失に対し責任を負いません。
- ④飲食店限定商品券の有効期限は令和2年12月31日迄です。有効期限を過ぎたものは使用できません。

5 具体的な使用例を教えてください。

- ①ご家族でレストランで使用する。
- ②おひとり様や友人等で居酒屋やスナック等で使用する。
- ③飲食店登録店舗からの出前で使用する。

